

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	斎藤地区 (斎藤)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地管理者の高齢化が進み、近い将来には離農が原因で耕作放棄地が増えることが懸念される。また、中山間地域であることから農地の維持管理に労働時間をとられることが多く、若い世代や借り手が管理しやすい農地にすることが必要な地形である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

10年後には、担い手が更に減少することが考えられ、農地の利用のあり方や農道・水路・畔などをどのようにして管理でき耕作できるか考え、担い手や借り手が維持管理、経営しやすい環境にしていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。(現在利用権設定されてる農地は、期間満了を持ってから農地中間管理機構を活用することとする。)
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは基盤整備済である。一方で、基盤整備を行った一部ほ場では、排水に不具合が生じているため、作付を行っていない。状況に応じて、区画整理を検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の作物の作業委託を行い作業の軽減を図り、管理に集中する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--